

第 58 回仙台市大規模小売店舗立地法専門委員会議事録

- 1 日 時 平成 27 年 5 月 15 日（金）13 時 00 分～15 時 00 分
- 2 場 所 仙台市役所 2 階 第 2 委員会室
- 3 出席委員 委員長 齋藤文孝
委 員 岩動志乃夫、奥村誠、小貫勅子、高力美由紀、中山正与
- 4 説明者 仙台市大規模小売店舗立地法運用協議会事務局（地域産業支援課）
同 交通部会（道路管理課、交通政策課）
同 騒音・照明部会（環境対策課）
同 廃棄物部会（廃棄物管理課）
同 街並みづくり部会（都市景観課、百年の杜推進課）

5 関係機関 宮城県警察本部交通規制課

6 会議の経過

- (1) 開会
- (2) 挨拶
- (3) 委員紹介
- (4) 委員長選出
- (5) 議事

① 個別届出案件

- ・「フレスポ六丁の目南町」新設届出【資料 1】

【専門委員会意見】

委員会としては意見なし。意見なし通知の記載事項は以下とする。

ア E-4 出入口の使用については、付近の道路の幅員が狭い上、通学路であることから、交通誘導員の配置等、安全対策に十分に配慮すること。

また、開店後の状況を踏まえ、例えば、来店車両の円滑な交通誘導のための隔地駐車場の確保等を行った上で当該出入口を閉鎖する、といった対応も含め検討を行うこと。

イ 開店時の交通誘導計画については、仙台市と十分協議すること。特に 6 月 11 日開店予定の店舗については、周辺の渋滞が懸念されるため、一層の対策を講じること。

ウ 屋上緑化の維持管理を徹底するとともに、定期的なメンテナンス時には壁面緑化を導入するなど、緑の保全及び創出に努めること。

エ 駐車場内を 10 km/h 規制にて走行するエリア及び夜間閉鎖区域の看板等は、位置や数等を調整し、利用客に分かりやすいよう配慮すること。

オ 住民の方々より騒音や振動についてのご意見をいただいていることについて、苦情等が発生した場合には十分な対応をすること（事業所の騒音や振動の規制基準・法令等を遵守する）。

カ 遮音壁は 8.4m の高さがあることから集合住宅に影響のない形状とし、安全のために十分な管理を実施すること。

【設置者回答】

委員会において設置者が対応する旨の回答をしたものは以下のとおり。

ア 通学路に面する東側（E-1）と西側（E-4）の出入口については、午後 10 時から午前 9 時までの通学時間帯は閉鎖する。

イ E-4 出入口については、運転者が子供を認識しやすくするよう、明るく、見通し良くして、子供注意等の注意喚起看板を設置するなど、安全対策を講じる。

ウ E-4 出入口については、開店後、利用状況を見て必要ないと判断すれば閉鎖する。

エ 屋上緑化の植物は、乾燥に強く、2 週間程度の降雨が無くても十分生息するものを使用しているため、基本的にメンテナンスは必要ないが、好天が続く場合は散水を行う。

壁面緑化については、今後、定期的なメンテナンス時に取り入れる。

オ 各テナントのコーポレートアイデンティティを踏まえつつ、景観として一体性のあるデザインに統一できるよう、今後努力していく。

カ 施設開設後は、学校行事への協力のほか、災害時、防犯などの地域活動等の協力を行う。

・「(仮称) 田子西複合商業施設」新設届出【資料 2】

【専門委員会意見】

委員会としては意見なし。意見なし通知の記載事項は以下とする。

ア 緑化の維持管理を徹底し、緑の保全及び創出に努めること。

イ B 棟テナントについては、業種など決まり次第、サイン・デザインなどを含め、仙台市の関係各課と調整すること。

ウ 特に夜間について、店舗へ搬入用の台車は、低騒音のものを使用するなど、一層近隣住民へ配慮すること。

エ 現在東側の空き地で、今後開発が行われた場合について、土地の利用状況により当該敷地境界の規制基準が変わる場合もあり、その際は適宜対応すること。

【設置者回答】

委員会において設置者が対応する旨の回答をしたものは以下のとおり。

ア 大和ハウス工業の子会社が、各テナントと委託契約を締結し、植栽への水まき等の緑化部分の管理や、出入口 2 の夜間閉鎖の作業など、店舗敷地内の管理を行う。

イ B 棟については、現時点では未定だが、決まり次第どのようなデザインになるか市と調整する。

② 報告

大規模小売店舗立地法に係る届出の状況【資料 3】

(6) 閉会

- | | |
|--------|---------------|
| 7 傍聴者 | 0 名 |
| 8 報道機関 | 1 社 |
| 9 議事録 | 以下のとおり（発言は要旨） |

議 事

①個別届出案件

■「フレスポ六丁の目南町」新設届出【資料1】

(事務局) (資料に基づき、概要、説明会の実施状況、住民等の意見書及び設置者の回答を説明。)

(運用協議会各部会) (資料に基づき、運用協議会各部会における検討内容を説明。)

(委員長) 仙台市は「市の意見なし」とのことだが、ただいまの説明について、質問又は意見があればお願いしたい。

(委 員) 委員会資料9頁のE-4出入口の設置について、地元関係者の同意を得て、承認を受けることを前提としているとあるが、現在行われている状況について教えて頂きたい。

(設置者) 平成26年5月22日に七郷小学校へ伺い、教頭先生と面談を行った。乗り入れ口については特に意見はなかったが、学校側より見通しを良くしてほしい。災害時を想定した下校訓練を行うときには、先行隊車両を駐車させてほしいとの要望があり、私どもとしては、乗り入れ口は見通し良く、安全対策を十分に講じて設置すると回答した。

平成26年8月4日に六丁の目町内会長へ伺った。便利になり、地域が活性化するので良いとのことで、特に意見はないが見通しを良くし、オープン後何かあれば対応してほしいとのことだった。私どもとしては、安全対策を行い、見通しの良い計画とする。道路沿いにコミュニティスペースを設け、地域の方々との交流スペースにすると回答した。

平成26年10月7日に七郷小学校父母教師会へ伺った。通学路に面する東側(E-1)と西側(E-4)の出入口については、午後10時から午前9時までの通学時間帯は閉鎖する。交通誘導員を十分に配置する。南側の右折禁止を徹底する。E-4出入口については、運転者が子供を認識しやすくするよう、明るく、見通し良くして、子供注意等の注意喚起看板を設置するなど、安全対策を講じる。施設開設後は、学校行事への協力のほか、災害時、防犯などの地域活動等の協力を行う。以上のこと等をお約束した。また、我々の敷地の出入口部分を通学する生徒は20人程いるとのことだった。

(委 員) そもそも計画として、このE-4出入口をどうしても運用しなければならない理由は何なのか。たしかに敷地は幹線道路南側にあるので、西側からの車両が入ろうとすると入りにくいと思われるが、実際、運用してみてE-4出入口は使用しなくても良いとなれば、使用しないというのが安全性という意味ではふさわしいのではないか。E-4出入口を使用しなければならない理由を伺いたい。

(設置者) 敷地形状、東側には中央分離帯等があること、生徒の安全対策、緊急避難場所としても多いに貢献出来ると思われることからE-4出入口は必要であると考え。県警本部や道路管理課にいろいろとご指導頂き、検討した結果、現時点では使用するという結論に至った。しかし、E-4出入口については、開店後、利用状況を見て必要ないと判断すれば閉鎖する。

(委 員) E-4出入口付近に従業員駐車場を固めているが駐車場の形状上、E-4出入

口前のT字路との位置関係がずれて設置されていることや、駐車場の中に入ってからの屈曲があることなどを考えるとできるだけ使用しない方がよい。従業員用の駐車場なので、従業者には安全対策をしっかり行って運用して頂き、作ったから使用するということではなく、むしろ使用しないで済むように運用できないか考えていただきたい。

(設置者) そのようにさせて頂く。

(委員) 何点かあるのだが、一点目は仙台市に質問する。この必要台数はあくまでも大店立地法にかかる施設に対する必要台数なのか伺いたい。

(交通政策課) 届出書の3頁の3番をご覧頂きたい。こちらの表の中の大店立地法の指針に沿って計算している。その結果、必要台数は263台となる。

(委員) 263台に対して283台用意されていて、それには飲食施設分は含まれていないと考えるとよいか。

(交通政策課) 飲食施設も含まれる。

(委員) もう一点は景観等の話になるが、今回どのようなところに配慮して全体のデザインを設定されたのか。また、屋上緑化にした理由を伺いたい。

(設置者) 今回屋上緑化にした理由としては、当社の製品を使用しているということと、より多く駐車場を設けるためである。例えば、南側のA・B・C・D棟に屋上緑化を設けているのだが、この南側に関しては緑化スペースが取りづらいため、屋上緑化を選択した。各棟のデザインに関しては、敷地内の建物の高さ、庇の高さ、背後部の高さを揃え統一感を出している。特に南側をメインに高さを統一するようにしている。敷地内の塗装、フェンスに関しても、アースカラーを使用し、全体として統一感のある施設づくりを計画した。

(委員) 予想パースをみると全体的に統一感があるようには見えない。大和リースに期待していることは、一つの商業施設としてコントロールして頂くことである。もう少しデザインに反映させて頂きたい。屋上緑化についてだが、基本的に仙台市の目的としては景観というところで人の目にとまる高さで緑化をお願いしていると思う。この屋上緑化では、なかなか人目につかない。大和リースは壁面緑化などいろいろな技術があるのに、どうしてそちらの方で対応して頂けなかったのか。建築の形状から考えるとなかなか屋上に行けないと思われるが、緑化はどのようにメンテナンスをしていくのか伺いたい。

(設置者) 屋上緑化は、当社の商品で対応させて頂き、非常に強い植物を使用する。2週間程度の降雨がなくても十分生息することができる。そのため、メンテナンス不要となる。ただし、好天が続いた場合は散水を行う予定としている。また、屋上緑化で見えないということだが、今回当社のパレット式のものを設置する方式をとっているが、折板屋根を使用することにより、温度上昇を抑え空調効率を上げるという省エネの意味合いもかね、今回は当社製品の屋上緑化を計画させて頂いた。

(委員長) よろしいか。納得できないのであれば、さらに質問を続けてもらって構わない。

(設置者) 先生の当社に対する期待が高いことを感じた。今後、次の施設で対応させて頂く。また、緑化は定期的なメンテナンスがどうしても必要になるので、壁面緑化

については、その中で取り入れさせて頂く。

(委員) 屋上緑化は、1年後には枯れてしまうということはないのか。

(設置者) そこはご安心を頂きたい。

(委員) 誰かが確認しなくてはならないのではないのか。そのようなことも必要な気がする。

(委員) 大和リースがいろいろと検討されているのであれば、色彩など総合的にマネジメントできると思うのでしっかりやって頂きたい。

(設置者) 私どものアイデンティティーによる統一カラーは、ようやくフレスポという商業の中で統一しているが、私どもはまだまだディベロッパーとして力不足である。各出店者のC I、コーポレートアイデンティティーによるカラーがあり、それらを統一できるまでの力がない。各テナントのコーポレートアイデンティティーを踏まえつつ、景観として一体性のあるデザインに統一できるよう、今後努力していく。

(委員) 届出書 24 頁表④で、付帯設備の概要の横棒はどのような意味なのか伺いたい。

(設置者) スーパーマーケット以外はほとんど生ごみが発生しないので、とくに設備等は置かないということで横棒にさせて頂いている。

(委員) 一番下には横棒がないがどのような意味なのか。一番下の空欄も横棒でいいのか。

(設置者) そのとおりである。

(委員) もう一つ質問するが、17 頁で予測排出量に見かけ比重 0.10、紙、金属、ガラスと同じようになっている。何か考えがあってこのようにされているのか伺いたい。

(設置者) 比重に関しては、指針の設定をしている。

(委員) 特に今までのノウハウがあって設定した訳ではないのか。

(設置者) そのようなことではない。

(委員) 一点は質問で、もう一点は意見である。先程、駐車場の問題が出ていたが、5月22日オープンということで普通に考えて、かなり来店が集中するのではないのか。ファーストリテイリングも入っているので、創業祭などがあれば来店が集中するのではないのか。また、飲食店もあるので、お昼時などこの台数で足りるのか。オープン時やイベント時の車両さばきについて伺いたい。

二点目は、今回テナントとして入る藤崎さんも来ているので、近隣住民の方、地域の方々との交流拠点とするなど、特色のある商業施設にして頂きたい。地域の方々にファンとなってもらい、良いきっかけだと思うので、イベントなどを通して是非やって頂きたい。

(設置者) 同日オープンすると1日何万台という計算になるが、5月22日、6月11日と開店日を二回に分け、来客の集中を防ぐというのが今回のポイントである。また、イベント等を行う際はそれなりの対策を行う。例えば、交通誘導員の増員のほか、私たちディベロッパーとしては、集中しないように振り分けるなどの努力をしていきたい。

(藤崎) 5月22日オープンなので、先週より1週間に渡り、オープンのご挨拶として近隣200世帯に個別訪問させて頂いた。店内には販売スペース以外に休憩スペース、自

動販売機スペースなどのスペースも用意しており、地域のお客様のコミュニティを大切に作る方向で進めさせて頂いている。

(委員) 住民説明会では交通誘導員を配置すると回答されているが、検討経過及び内容には、これについては全く触れていない。きちんと記載しておくべきではないのか。

(事務局) こちらは仙台市で作成している資料である。今後は住民との調整の結果など分かる範囲で記載させて頂く。

(委員長) 委員会資料 12 頁に記載ある騒音部会が出している留意事項について、しっかり対応をお願いしたい。

————設置者退出————

(委員) E-4 出入口は閉鎖してよいと思う。困ったら使用するということに逆に考えられないか。

(委員) E-4 出入口を使用しないと交通量的に周囲がはげない。

(委員) 商業施設において一番困るのは駐車場に入る導線なので、いろいろな方向から入るようにしたのか。

(委員) 細い道であるため、劇的に改善するような場所ではない。建物の周りは重工である。無理に敷地の中に誘導するのではなく、使用していない近隣の事業所の駐車所等を利用するなど考えた方がよい。地域全体として、なんとか問題を回避することを考えて頂きたい。それにより、西側の入口を使用しなくても済むのではないか。混雑が予想されるのは休日であると思われるので、隔地で使用可能な場所を地元で調整して頂きたい。この敷地内だけで収めようとする少し危険を感じる。

(委員) 一番の問題は、西側の道路の通学時間帯の安全性をどのように確保するかではないか。

(委員) 朝 9 時までには閉鎖するとのことであった。

(委員) 子供たちは朝並んで登校すると考えられるが、夕方はバラバラに下校するとされる。

(委員) 朝 9 時までには閉鎖するとのことだが、下校時間帯の夕方も危険である。一日中閉鎖した方がよい。

(委員) 設置者の話では、出来るだけ閉鎖する方向で考えると話していた。

(委員) 話していたが、間に合わなくなったら開けるという方向で考えて頂きたい。

(委員) オープンして、必要ない場合は閉めると回答されていた。

(委員) 物販ではないものも含まれている。それに対しての駐車台数は、併設施設として含まれているのか伺いたい。

(交通政策課) トータルの面積のうち併設施設の面積が 2 割を超えていない場合は、必要台数の内数に入っているという考え方である。

(委員) 法律としてはそうだが、運用として対策が必要である。このような点を今後どうしていくべきか考える必要がある。

イベント時やお昼時などたった 200 台程で足りるのか。渋滞により住民から文句はでないか。

- (委員) そこまでして行く施設ではないのではないかと。いっぱいになったら行かないのではないかと。よって、そんなに問題はないであろう。
- (委員) そうなのだが、特定の日と時間のことである。住民の方々がどう思うのかだと思う。
- (委員) 1年後、2年後に14条報告を提出させ、改善させる方向しかないであろう。
- (事務局) 今まで問題があれば、調査をしてきた。
- (委員) 後で回避できることはあまりない。他のところはそんなに問題が長引く例はない。あまり自動車について指摘すると、駐車台数を十分に確保すればそれで良いという対応しか取らなくなる。むしろ、これからの時代に大事なことは、駐車場が少なくても、高齢者が徒歩でアクセスしやすくなる導線などにもっと目を向けてほしい。駐車台数が足りないから心配だということより、問題回避する新たな対応を取ることが大事である。周りには事業所が多いので、空いている駐車場を利用するなど、この敷地内だけで解決しようとせず、地域で問題を解決するべきである。たしかに数自体は、いろいろと問題はあるとは思うが、だからといって多く確保すればいいかという訳でもない。
- (委員) その通りだと思う。滞留時間の問題だと考える。せっかく地下鉄東西線が開通するのだから自動車以外の方法で積極的な取り組みが必要だと思う。オープン時のみ混雑して、後はガラガラという施設も流通としては最悪である。いつ来ても駐車場いっぱいだという施設が望ましい。
- (委員長) では、委員会としては意見なしとする。意見なし通知には以下を盛り込む。

【設置者の回答として】

1. 通学路に面する東側（E-1）と西側（E-4）の出入口については、午後10時から午前9時までの通学時間帯は閉鎖する。
2. E-4出入口については、運転者が子供を認識しやすくするよう、明るく、見通し良くして、子供注意等の注意喚起看板を設置するなど、安全対策を講じる。
3. E-4出入口については、開店後、利用状況を見て必要ないと判断すれば閉鎖する。
4. 屋上緑化の植物は、乾燥に強く、2週間程度の降雨が無くても十分生息するものを使用しているので、基本的にメンテナンスは必要ないが、好天が続く場合は散水を行う。壁面緑化については、今後、定期的なメンテナンス時に取り入れる。
5. 各テナントのコーポレートアイデンティティを踏まえつつ、景観として一体性のあるデザインに統一できるよう、今後努力していく。
6. 施設開設後は、学校行事への協力のほか、災害時、防犯などの地域活動等の協力を行う。

【専門委員会の留意事項として】

1. E-4出入口の使用については、付近の道路の幅員が狭い上、通学路であることから、交通誘導員の配置等、安全対策に十分に配慮すること。
また、開店後の状況を踏まえ、例えば、来店車両の円滑な交通誘導のための隔地駐車場の確保等を行った上で当該出入口を閉鎖する、といった対応も含め検討を行うこと。

2. 開店時の交通誘導計画については、仙台市と十分協議すること。特に6月11日開店予定の店舗については、周辺の渋滞が懸念されるため、一層の対策を講じること。
 3. 屋上緑化の維持管理を徹底するとともに、定期的なメンテナンス時には壁面緑化を導入するなど、緑の保全及び創出に努めること。
 4. 駐車場内を10km/h規制にて走行するエリア及び夜間閉鎖区域の看板等は、位置や数等を調整し、利用客に分かりやすいよう配慮すること。
 5. 住民の方々より騒音や振動についてのご意見をいただいていることについて、苦情等が発生した場合には十分な対応をすること（事業所の騒音や振動の規制基準・法令等を遵守する）。
 6. 遮音壁は8.4mの高さがあることから集合住宅に影響のない形状とし、安全のために十分な管理を実施すること。
- (事務局) 了解した。ご指摘いただいた内容について、検討状況を踏まえて通知文を作成し、委員の皆様にお示しする。

■ 「(仮称) 田子西複合商業施設」新設届出【資料2】

(事務局) (資料に基づき、概要、説明会の実施状況を説明。)

(運用協議会各部会) (資料に基づき、運用協議会各部会における検討内容を説明。)

(委員長) 仙台市は「市の意見なし」とのことだが、ただいまの説明について、質問又は意見があればお願いしたい。

(委員) B棟現在未定ということだが当面予定はないのか。

(設置者) 現時点では予定はない。

(委員) 物販系や飲食系などあるが、どのようなところに声をかけているのか伺いたい。

(設置者) 物販店舗で届出しているのも物販をメインに探しているが、現在手を挙げているところはない。

(委員) 夜間の騒音対策について、搬入車両のバックブザーを停止させるという話があるが、停止させる装置は、全ての車両に搭載されているのか伺いたい。夜間なので、逆にブザーを停止することで危険ではないのか。

(設置者) 夜間のバックブザーについては、その都度、車両にスイッチをつけることになる。他県の話だが夜間搬入の際に行っている例がある。今回については、主な夜間搬入はC棟になる。ルートに関してはなるべくバックしないようなルートになっている。バックすることはないと思うが騒音の解析上、アイドリングの音などあらゆる可能性を含めて考えている。

(委員) アースカラーとはどのような色のことを指しているのか。

(設置者) 今回でいうとアイボリーになる。

(委員) 北側出入口は騒音の関係で夜間閉鎖するが、設置者の率直な考えとしては隣地に何かできてから閉じた方がよいのか、最初から閉じた方がよいのか、本当はどちらの考えなのか伺いたい。

(設置者) 事前協議の中でいろいろと話はした。特にセブンイレブンについては24時間営業なので説明会でも質問があった。なぜ北側出入口は使えないのかという質問を頂いたので、やはり設置者としては24時間開放したいというのが当初の考えであ

る。ただ、騒音の関係で乗り入れ口の位置について、どうしてもこの敷地は北側の東端にしか作れない。車両の誘導計画上、右折入庫がどうしても必要だった。騒音上、問題があれば乗り入れはできないので夜間については、ディベロッパーの方で毎日閉鎖する計画である。

(委員) 現在更地なので、実際に隣に建物がきてからでもよいかと思う。

(委員) 人がいないから良いという訳ではない。今後、この更地に同じような建物が出来れば通れるようになり、とても楽になるが、逆に病院などが出来てしまうと大変だ。

(設置者) そのとおりである。

(委員) これだけ長いので、やはりスピードがでる。夜間は閉めた方がよい。

(委員) B棟はまだ予定がなく更地という中で、ツルハは午前7時から翌午前0時、セブンイレブンは24時間の営業なので、防犯カメラの設置などの防犯対策をしつかりとして頂くことが大切だと思われる。

(委員) まだ決まっていないB棟については、決定したらどのようなデザインになるのかを都市景観課ともう一度調整して頂きたい。

(設置者) 了解した。B棟については、現時点では未定だが、決まり次第どのようなデザインになるか市と調整する。

(委員) 廃棄物の保管施設が3箇所あるが、B棟はまだ未定なので使用しない所があるのか。

(設置者) 廃棄物保管施設②はB棟用の廃棄物保管施設である。まだ建築はしていない。B棟の建築と合わせて設置する予定である。

(委員) 廃棄物の排出量が少なくなると思うが、運搬頻度が少なくなることも考えられるのか。

(設置者) 配送の頻度など調整が必要かと思う。

(委員) 緑化スペースの件だが、樹木など植物の枝葉の伐採や落ち葉の片付けなど、管理は設置者が行うのか。

(設置者) 大和ハウス工業の子会社が、各テナントと委託契約を締結し、植栽への水まき等の緑化部分の管理や、出入口2の夜間閉鎖の作業など、店舗敷地内の管理を行う。

(委員) 了解した。

————設置者退出————

(委員長) 改めて各委員に本件についての意見を伺う。

(委員) B棟未定のままだでも問題はないのか。

(委員) A棟だけで1,000㎡を超えているので問題は特にないが、テナントが決まり次第速やかに報告して頂きたい。

(委員) 開店時刻及び閉店時刻もとりあえず9時～22時だが、届出が出たらまた変わるのではないか。

(事務局) その際は再度変更の届出を提出して頂く。

(委員) 建設してからで遅いのだが、C棟とD棟の配置が反対の方がよかったのではないのか。

- (委員) 配置計画の段階で我々は意見が出せない。
- (委員) 交通計画にしても何にしても、実は最初の配置が一番重要である。そこで何かもう少しコントロールする方法があってもよいと思う。建物を置いて余ったところに入出口という感じになってしまっている。
- (委員) 届出がいつ出てくるかである。
- (事務局) 事前協議の段階でも早めに調整をかけることは有り得る。
- (委員) その時点ではなかなか気づけない。今になって気づく。
- (委員) 5月31日オープンなので、今さらになってしまう。案件が出てきた段階で我々が指摘できる体制がない。
- (委員) 一応、事前協議の内容は聞いている。そこで思いつければいいのだが難しい。
- (委員長) では、委員会としては意見なしとする。意見なし通知には以下を盛り込む。

【設置者の回答として】

1. 大和ハウス工業の子会社が、各テナントと委託契約を締結し、植栽への水まき等の緑化部分の管理や、出入口2の夜間閉鎖の作業など、店舗敷地内の管理を行う。
2. B棟については、現時点では未定だが、決まり次第どのようなデザインになるか市と調整する。

【専門委員会の留意事項として】

1. 緑化の維持管理を徹底し、緑の保全及び創出に努めること。
 2. B棟テナントについては、業種など決まり次第、サイン・デザインなどを含め、仙台市の関係各課と調整すること。
 3. 特に夜間について、店舗へ搬入用の台車は、低騒音のものを使用するなど、一層近隣住民へ配慮すること。
 4. 現在東側の空き地で、今後開発が行われた場合について、土地の利用状況により当該敷地境界の規制基準が変わる場合もあり、その際は適宜対応すること。
- (事務局) 了解した。ご指摘いただいた内容について、検討状況を踏まえて通知文を作成し、委員の皆様にお示しする。

②報告

■大規模小売店舗立地法に係る届出の状況【資料3】

(事務局) (資料3に基づき説明)